

就労継続支援A型事業者様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課)

訓練等給付費に係る暫定支給決定の取扱いについて

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について、下記のとおり厚生労働省より通知がなされているところではありますが、このたび本市におきましても国の通知の趣旨を踏まえ訓練等給付費に係る支給決定の取扱いを変更することとしました。

つきましては、貴事業所関係職員にご周知くださるとともに事務手続き等遺漏なきようお願いいたします。

記

1 現状（本市の取扱い）

現在、本市では訓練等給付の支給決定に際して、暫定支給決定を経ずに本支給決定を行っているところである。

しかしながら、不適正な就労継続支援A型事業者の存在を背景に、今般、厚生労働省から就労継続支援A型に係る暫定支給決定の徹底について要請されている。

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（平成27年9月8日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） ※抜粋

1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いする。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日厚生労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

（以下略）

2 主な変更点

就労継続支援A型事業については、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

① 当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認

② 当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断

を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととする。

本支給決定にあたり、サービス提供事業者は、暫定支給決定期間内に実施したアセスメント内容等をまとめた書類を、区役所のほか、当該利用者に計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出することとする。

3 適用年月

平成28年4月新規申請分から適用とする。

4 訓練等給付費に係る暫定支給決定について（変更後本市取扱）

別紙のとおり。

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課施設支援係 出口，横山

TEL 092-711-4249 FAX 092-711-4818

訓練等給付費に係る暫定支給決定について（本市取扱）

1 暫定支給決定の概要

利用者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、①継続利用についての本人の最終的な意向の確認、②継続利用が適切かどうかの客観的な判断を目的として、短期間の支給決定を行うもの。

2 暫定支給決定の対象となるサービス

就労継続支援A型

3 暫定支給決定の有効期間

有効期間始期から当該日が属する月の翌月末までとする。（最長 2か月間）

4 本支給決定

暫定支給決定期間経過後、引き続きサービス利用を継続する場合の支給決定(本支給決定)については、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 手続

サービス提供事業者は、以下のア～エを取りまとめた書類（支援計画等）を暫定支給決定有効期間終期の14日前までに、区役所のほか、当該利用者に計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出する。

ア 利用者のアセスメント内容

イ 個別支援計画

ウ 計画に基づく支援実績

エ 計画に基づく評価結果（当該サービスの本支給決定の要否を明確に記載すること）

※ 様式については、各事業所任意とする。

※ 指定特定相談支援事業者以外が作成するサービス等利用計画案（⇒セルフプラン）により暫定支給決定を受けた者については、区役所のみ提出する。

※ 提出期限を超過することが無いよう留意すること。

(2) 支援計画等の評価及び支給決定

区役所では、上記（1）支援計画等の内容を精査し、本支給決定が適当と認めるときは、暫定支給決定期間を含めて最長3年間（暫定支給決定の有効期間始期が月途中の場合は、当該日が属する月の末日までの期間に加えて3年間の範囲で必要な期間）の支給決定を行う。

(3) その他留意事項等

ア 暫定支給決定から本支給決定への移行にあたり、当該事業者から改めての契約内容報告書の提出は不要とする。また、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案も改めて提出する必要はない。

イ 就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結すること。

（暫定支給決定初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後、本支給決定に至らなかった

場合、当該利用希望者に解雇予告手当を払う義務が生じるため。)

ウ 本支給決定に至らなかった場合は、区、サービス提供事業者、指定特定相談支援事業所及び利用者による会議の開催等により、その後のサービス利用について調整を行う。

【参考：暫定支給，指定特定相談支援事業所の確認】

当該利用者の障害福祉サービス受給者証（五）頁により行うこと。

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	区役所にて、ゴム印を押印 暫定支給 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(五)

計画相談支援費の支給内容	
支給期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
指定相談支援事業所名 相談支援センター〇〇〇 この欄で確認を行う	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	